

松 山 大 学 論 集  
第24卷第4 - 2号抜刷  
2012年10月発行

## 江戸時代末期における金銀比価について

井 上 正 夫

# 江戸時代末期における金銀比価について

井 上 正 夫

## はじめに

江戸時代末期、日本の鎖国体制が崩れ、欧米列強との貿易が始まり、その中で、当時の日本の主要通貨の一つであった金貨が、海外へ大量に流出していった。この金貨流出の原因は、一般に、日本国内と国外との「金銀比価の差」であると説明されている。本稿の目的は、この通説を検討することである。

## 1 問題の所在

### ①国内金銀比価 5 : 1 の通説

通説的には、幕末開港期における日本の金銀比価は約 5 対 1 であったとされている（以下、「5 対 1 説」とする。）。例えば、『図録日本の貨幣』4（日銀 1973, 239 頁）では、

わが国の金銀比価が当時の通用貨（天保一分銀と天保金）のなかで、金 1 対銀 5.9（中略）という極端に銀高の比価になっていたためであった。当時、西欧の金銀比価は金 1 対銀 15~16 程度であったから、わが国の比価は 2 倍以上の銀高となっていた。このように、わが国の金銀比価が外国と隔絶するにいたった理由の一つは、幕府貨幣が実際の貿易用には直接使用されなくなったこと、すなわちまったくの国内通貨としてのみ作用していたことであった。また過去における長崎貿易において銀の支払がかさみ、国内産銀の減少とあいまって貨幣用銀の縮小が行われてきたことなど、金

に比しわが国の銀が相対的減少をきたしたところから、金銀比価は自然、銀高の傾向をたどったことも一因であろう。

としている。

こうした理解は、高等学校の地理歴史科用教科書にも踏襲されており、『詳説日本史』は、幕末の開港とその影響に関して、「日本と外国との金銀比価が違ったため、多量の金貨が海外に流出した」、「金銀の交換比率は、外国では1：15、日本では1：5と差があった」（石井他2011、231頁）としている。

さらに、学界においても、例えば、近世貨幣史研究の第一人者である岩橋勝氏は、この問題について、

近世当初、わが国の金銀比価は11から14のあいだを変動していたが、これは中国よりもつねにやや銀安で推移した。これは当時わが国が大量に銀を産出し、それを中国に輸出することで一定の格差をもちつつも連動していたのである。その後、東アジアの比価は15前後でほぼ安定的に推移したが、日本のみ今度は銀高に向かい、幕末期には国際比価が、15.5に対し、わが国は4.5という驚くべき格差が生じるにいたった。これは明らかに鎖国のなせる技であり、具体的にはそうした体制のもとでの幕府による貿易管理と地金銀売買統制が成功したことを意味する。貨幣素材となる金・銀・銅の産出・取引は独占ないし厳しい統制化におかれ、国内に自由な地金銀市場は存在しなかった。このように内外における地金銀市場の分断こそが、大きな金銀比価が生じた最大の要因であった。

としている（岩橋2002、458頁）。

こうした5対1説に対して、三上隆三氏は、金銀比価について、「欧米の比価1対16に対しわが国のそれは1対13であって、決して1対4.64ではなかったことは銘記されてしかるべきである」（三上1989、113頁）と述べ、そ

れを13対1としている（以下、「13対1説」とする。）。

以上のように、幕末の金銀比価については、5対1説を通説とし、一方で13対1説が存在していることになる。以下では、この問題について検討していくのであるが、その際、「国外での金銀比価」は、教科書的理解である15対1として、論を進めていく。

## ②金貨流出により生じる具体的弊害

ところで、幕末の開港による金貨の流出は、国内経済に如何なる弊害があったというのであろうか。当時の幕府は、金貨流出阻止のために諸施策をとったし（後述）、学界においても金貨流出は国益を損なうという共通認識があるように思える。

しかし、もし通説のような5対1説に立つ場合、金が流出しても、国内の比較的安い金1にかわり、国内で不足気味の銀5を輸入することになり、保有資産の価値という点では、国内の資産状態を不利にするわけではない。また、直ちに国外比価なみでの交換ができなくても、もし金1に対して銀6、7、8…というように5以上（15以下）での交換ができるようになれば、むしろ、銀流入は金安銀高という日本には有益である。

あるいは、そうした金銀資産の問題ではなく、金貨流出が日本の貨幣数量を減少させるということが問題なのだろうか。江戸末期には、事実上、「金貨本位制が成立」（岩橋2002, 454頁、また三上1989, 70・140頁等）していたというような観点からすれば、日本からの金貨流出は、国内の貨幣供給量の減少を意味するので、経済に悪影響を及ぼすことになるのだろうか。しかし、その「事実上の金貨本位制」とは、実態は、両を単位とする金貨に対し「一分銀」という所謂「金代わり銀貨」（日銀1973, 271頁他）を用いて、一分銀4枚（つまり4分）で金1両に代替させることによって成立しているものである。金本位制の下においては、金流出は通貨量の減少を意味するのであろうが、「事実上の金貨本位制」は「金代わり銀貨」によって支えられているのだから、銀の

流入によって通貨量自体は維持されるはずである。金流出と銀流入が続き、金が次第に高くなれば、より少ない金でより多くの銀が流入するから、より多くの一円銀で「事実上の金貨本位制」を補完できることになり、貨幣供給上も有利であることになってしまう。

一方、そうした資産や通貨量という問題とは別に、研究上では、明治期の金本位制樹立やその維持における苦闘が念頭にあり、金が一国において確保されるべきことは無意識のうちに前提となっており、幕末の金流出は論ずるまでもなく弊害と見なされているだけなのかもしれない。しかし、幕末の日本は、「事実上の金貨本位制」とはいつても、「金代わり銀貨」によって、両という貨幣単位の使用が広まっただけで、一方には、金兌換などされない藩札も大量に流通しているという状況である。真正なる金本位制の価値観をもって、幕末の「事実上の金貨本位制」下での現象を評価することは妥当だろうか。維新後に藩札が整理されたときの事例では、各藩の藩札のうち大半は匆建てであったから<sup>1)</sup>、幕末の人々の貨幣上の計算単位の観念として、両や分という金貨の系譜を引く計算単位が、匆や文という計算単位を駆逐したわけではない。また、流出した金貨は金本位制の原則に基づいて貿易赤字を決済するために使用されたのではなく、洋銀との交換によって持ち出されたのに過ぎず、貿易の決済通貨として機能しているのはあくまで洋銀である。この点でも、幕末における「事実上の金貨本位制」の実態とは、貿易決済の面においても金本位制とは異なる。

要するに、幕末の「事実上の金貨本位制」のもとでの金流出を弊害とする理解が、単に後の金本位制の時代の価値観に基づくというだけならば、そうした議論はあまり有効ではないのである。

結論として、幕末期の金流出は、5対1説に立つかぎり、弊害の具体的内容が明らかではないことになる。

それでは、幕末の金流出は弊害がなかったのだろうか。また、そもそも、幕末の国内の金銀比価は5対1であったのだろうか。次には、これらの問題について考えていく。

## 2 幕末の金銀比価の検証

### ① 鑄造利益の存在

幕末における金銀比価は、金銀の生産が幕府の管理下にあり、金銀の一般市場が存在しないという状況からして、その算出は困難である。

しかし、既に三上氏が指摘しているように（三上 1989, 75 頁）、『幕末外国関係文書』の「新金銀貨幣の件」の別紙には、「金凡三匁の量目は、銀三十七匁五分の量目に対し、通用す」（東京大学史料編纂所 1953, 75 頁）とあるから、その比価は、大体、13 対 1 であるという推定が可能である。そこで、以下では、江戸時代に鑄造された金貨と銀貨の重量とその品位から、金銀比価の問題について検証してみる。

検証に先立ち、江戸時代における金銀貨の使用に関して確認しておこう。江戸時代の初期に、金貨として慶長小判、銀貨として慶長丁銀が鑄造されたが、金貨である小判は「一枚」が「1 両」として流通していた。一方、銀貨である丁銀は、「匁」（3.75 グラム）を 1 単位として重量によって使用された。そして、正徳期等の一時期を除き、金貨の重量と品位、また銀貨の品位は、江戸時代を通じて下落傾向にあった（日銀 1973, 270 頁）。金貨の重量と品位（銀貨は品位）が、下落していく傾向があったのは、鑄造者たる幕府が鑄造利益を獲得するためである。つまり、1 両の新小判（金貨）が、旧小判の 1 両と法定上は等価になる場合、新小判が重量・品位において旧小判に劣るなら、新小判と旧小判に含まれる地金価値の差が、幕府の鑄造利益（の一部）になるわけである。また、丁銀も、新丁銀と旧丁銀の同重量あたりに含まれる銀量の差額が、幕府の鑄造利益の源泉となる<sup>2)</sup>。

一方、既に述べたように、江戸時代の後半以降には、素材を銀としながら、小判と同価値で使用させることを目的として「金代わり銀貨」が鑄造された。そうした試みは、明和 2 年（1765）に始まったが（日銀 1974, 258-260 頁）、天保 8 年（1837）初鑄の「天保一分銀」をもって大量鑄造に成功する（日銀

1973, 170-173頁)。この金代わり銀貨の流通化成功の意義は、たんに素材としての銀貨が小判と同様に扱われるということにとどまるのではない。地金価値でより高い価値を持つ小判に対して、より低い地金価値しかもたない銀貨を等価とすることによって、幕府はより多くの铸造利益を獲得したのである。

ただし、こうした銀貨の流通が、いかなる経済効果を持ったかという問題は、本稿では取扱わない。ここでの目的は铸造利益を確保するという幕府の行動原理から、あるいは同等の交換価値をもつ金貨と銀貨の地金価値の比較から、13対1説を補強することである。

## ② 5対1説

表は、江戸時代の各小判と金代わり銀貨の品位・重量をもとに、それぞれに含まれる金地金重量と銀地金重量を計算したものである（以下、金地金重量を「金量」、銀地金重量を「銀量」

表

	初鑄年	(1) 1個の 重量(匁)	(2) 1個の 重量(g) = (1)×3.75	(3) 1両分 の個数
慶長小判	1601	4.76	17.85000	1
慶長一分金	1601	1.19	4.46250	4
元禄小判	1695	4.76	17.85000	1
元禄一分金	1695	1.19	4.46250	4
元禄二朱金	1697	0.595	2.23125	8
宝永小判	1710	2.5	9.37500	1
宝永一分金	1710	0.625	2.34375	4
正徳小判	1714	4.76	17.85000	1
正徳一分金	1714	1.19	4.46250	4
享保小判	1716	4.76	17.85000	1
享保一分金	1716	1.19	4.46250	4
元文小判	1736	3.5	13.12500	1
元文一分金	1736	0.875	3.28125	4
明和五匁銀	1765	5	18.75000	12
明和南鐐二朱銀	1772	2.7	10.12500	8
文政小判	1819	3.5	13.12500	1
文政二分金(真)	1818	1.75	6.56250	2
文政二分金(草)	1828	1.75	6.56250	2
文政一分金	1819	0.875	3.28125	4
文政一朱金	1824	0.375	1.40625	16
文政南鐐二朱銀	1824	2	7.50000	8
文政南鐐一朱銀	1829	0.7	2.62500	16
天保小判	1837	3	11.25000	1
天保一分金	1837	0.75	2.81250	4
天保二朱金	1832	0.4375	1.64063	8
天保一分銀	1837	2.31	8.66250	4
嘉永一朱銀	1853	0.5	1.87500	16
安政小判	1859	2.4	9.00000	1
安政二分金	1856	1.5	5.62500	2
安政一分金	1859	0.6	2.25000	4
安政一分銀	1859	2.3	8.625	4
安政二朱銀 (貿易二朱)	1859	3.6	13.50000	8
万延小判	1860	0.88	3.30000	1
万延二分金	1860	0.8	3.00000	2
万延一分金	1860	0.22	0.82500	4
万延二朱金	1860	0.2	0.75000	8

(4) 1両分の 重量(g)= (2)×(3)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
	品位 (金純度)	金量(g)= (4)×(5)	品位 (銀純度)	銀量(g)= (6)×(7)	金換算価値 (5対1での 計算)(g)= (6)+(8)/5	金換算価値 (10対1での 計算)(g)= (6)+(8)/10	金換算価値 (13対1での 計算)(g)= (6)+(8)/13	金換算価値 (15対1での 計算)(g)= (6)+(8)/15
17.85	0.8429	15.05	0.1571	2.80	15.61	15.33	15.26	15.23
17.85	0.8429	15.05	0.1571	2.80	15.61	15.33	15.26	15.23
17.85	0.5736	10.24	0.4264	7.61	11.76	11.00	10.82	10.75
17.85	0.5736	10.24	0.4264	7.61	11.76	11.00	10.82	10.75
17.85	0.5736	10.24	0.4264	7.61	11.76	11.00	10.82	10.75
9.38	0.8429	7.90	0.1571	1.47	8.20	8.05	8.02	8.00
9.38	0.8429	7.90	0.1571	1.47	8.20	8.05	8.02	8.00
17.85	0.8429	15.05	0.1571	2.80	15.61	15.33	15.26	15.23
17.85	0.8429	15.05	0.1571	2.80	15.61	15.33	15.26	15.23
17.85	0.8679	15.49	0.1321	2.36	15.96	15.73	15.67	15.65
17.85	0.8679	15.49	0.1321	2.36	15.96	15.73	15.67	15.65
13.13	0.6571	8.62	0.3429	4.50	9.52	9.07	8.97	8.92
13.13	0.6571	8.62	0.3429	4.50	9.52	9.07	8.97	8.92
225.00	—	—	0.46	103.50	20.70	10.35	7.96	6.90
81.00	—	—	0.978	79.22	15.84	7.92	6.09	5.28
13.13	0.5641	7.40	0.4359	5.72	8.55	7.98	7.84	7.79
13.13	0.5641	7.40	0.4359	5.72	8.55	7.98	7.84	7.79
13.13	0.4888	6.42	0.5112	6.71	7.76	7.09	6.93	6.86
13.13	0.5641	7.40	0.4359	5.72	8.55	7.98	7.84	7.79
22.50	0.1205	2.71	0.8795	19.79	6.67	4.69	4.23	4.03
60.00	—	—	0.979	58.74	11.75	5.87	4.52	3.92
42.00	—	—	0.989	41.54	8.31	4.15	3.20	2.77
11.25	0.5677	6.39	0.4323	4.86	7.36	6.87	6.76	6.71
11.25	0.5677	6.39	0.4323	4.86	7.36	6.87	6.76	6.71
13.13	0.2933	3.85	0.7067	9.28	5.70	4.78	4.56	4.47
34.65	—	—	0.9886	34.25	6.85	3.43	2.63	2.28
30.00	—	—	0.968	29.04	5.81	2.90	2.23	1.94
9.00	0.5678	5.11	0.4322	3.89	5.89	5.50	5.41	5.37
11.25	0.1955	2.20	0.8045	9.05	4.01	3.10	2.90	2.80
9.00	0.5678	5.11	0.4322	3.89	5.89	5.50	5.41	5.37
34.50	—	—	0.8727	30.11	6.02	3.01	2.32	2.01
108.00	—	—	0.85	91.80	18.36	9.18	7.06	6.12
3.30	0.5678	1.87	0.4322	1.43	2.16	2.02	1.98	1.97
6.00	0.22	1.32	0.78	4.68	2.26	1.79	1.68	1.63
3.30	0.5678	1.87	0.4322	1.43	2.16	2.02	1.98	1.97
6.00	0.22	1.32	0.78	4.68	2.26	1.79	1.68	1.63

とする。)。小判等の金貨は、1両あたりの金量と銀量、また金代わり銀貨については、その1両分に含まれる銀量を算出し、その上で、金銀比価を5対1、10対1、13対1、15対1の場合分けし、各比価のもとで銀量を金量に換算して、各通貨の地金価値の合計を金量によって示した。

その上で、まず、明和2年(1765)鑄造の明和五匁銀に着目すると、法定価値では12枚分の60匁が1両に相当するので1両あたりの銀量は、103.5グラムであり、これを、5対1説のもとで金に換算すると、金量20.7グラムとなる。一方、この明和五匁銀12枚と法定価値が等しい当時の流通金貨「元文小判」は元文元年(1736)の初鑄であるが、1両あたりの地金価値は金量に換算して9.52グラムである。つまり、5対1説に立つ場合、幕府は、金価値で小判の2倍の地金価値をもつ銀貨で小判の代替を行ったことになる。これでは、鑄造利益の確保の上で、発行条件は極めて悪く、幕府の行動としてかなり不自然である。その不自然さは、金銀比価を10対1と仮定したとしても同じで、この場合にも、幕府はより高い地金価値をもつ銀貨で小判の代替を行ったということになる。こうした不自然さは、当時の金銀比価について5対1あるいは10対1というような金安銀高の状況を仮定したことによるものであり、逆に、少なくとも明和2年(1765)の時点では、そこまでの金安銀高傾向は無かったということがわかる。つまり、少なくとも18世紀後半期には、金銀比価は10対1より銀に有利ではありえず、むしろ13対1、15対1という銀安の状態にあったとしなければならない。

それでは、問題の幕末期の金銀比価は、どうであろうか。

文政南鐐二朱銀は、文政7年(1824)の初鑄であるが、5対1説に立てば、当時の基準となる文政小判1両の地金価値が金量8.55グラムであるのに対して、文政南鐐二朱銀1両分の銀の地金価値は金換算で金量11.75グラムである。この場合も、文政南鐐二朱銀の鑄造で生じる鑄造利益はあまり期待できないものとなり、金代わり銀貨を鑄造する積極的理由が見出せなくなる。わざわざ地金価値が高くなるような形で、文政南鐐二朱銀を鑄造していることについ

ては、あるいは、金節約の意味から銀を使用しただけだという解釈もあるのかもしれない。しかし、5対1説では、金は相対的に豊富で銀が枯渇しているのだから、そのもとで、地金価値で金を上回るより多くの銀を使用してまで鑄造を行うことは、合理的ではない。むしろ、10対1、13対1、15対1というような銀安の仮説の方が、文政南鑲二朱銀の鑄造で、より多くの鑄造利益が確保できることになり、妥当である。

次に、天保一分銀は、天保8年（1837）の初鑄であるが、同時期の流通小判1両の地金価値は、5対1説で換算すると、天保小判が金量7.36グラム、天保一分銀4枚つまり1両分の地金価値は金量6.85グラムで、地金価値としては少しだけ天保一分銀が少ないだけで、鑄造利益の確保を志向する幕府行動としては決定的に不自然とまではいえないが、かなり遠慮したような地金価値の設定となる。一方、天保3年（1832）鑄造開始の天保二朱金8枚（1両分）の地金価値は金量5.70グラムであるから、後で鑄造された天保一分銀の方が地金価値において高いということになり、不自然である。後から鑄造した天保一分銀は、より多くの鑄造利益を確保できるように地金価値を設定しているのが自然であり、金銀比価を、10対1、13対1、15対1とする方が、鑄造利益確保の観点からは、幕府行動を合理的に説明できるのである。

以上により、幕末における金銀比価を5対1とする仮説は、鑄造利益確保を志向する幕府行動との関係で妥当でないことが判明した。三上氏が、『幕末外国関係文書』の記事を根拠にして述べた13対1説こそが妥当であり、結局、幕末期において、金銀比価は海外とさほどの差はなかったということになる。

### 3 金銀比価13対1のもとの金貨流出の構造

#### ① 5対1での交換の強制

国内の金銀比価が13対1前後であったにもかかわらず、幕末において、金銀比価5対1の条件で、金貨が海外に流出してしまったのは、事実である。しかし、それは国内と国外の金銀比価の違いによって生じたものではない。金流

出は、列強と日本との間で締結された安政の修好条約のもとで、貨幣の交換に関して、「同種同量」条項、つまり外国の金貨幣は日本の金貨幣と同量をもって通用し、同様に、外国の銀貨幣も日本の銀貨幣と同量をもって通用するとされていたこと（日銀1973, 219頁）に起因した。列強は、銀地金約23.1グラムを含有する洋銀1枚と、銀地金25.69グラムを含む天保一分銀3枚が、銀地金において、ほぼ同量であるから、洋銀1枚は天保一分銀3枚と交換されると主張したのである。既に述べたように、天保一分銀の地金価値は、金銀比価を13対1で金量に換算した場合、同じ交換価値（あるいは購買力）を付与されている天保小判と比較して地金価値が非常に低い。1両あたりの金量は2.63グラムであり、天保小判1両に含まれる金評価の地金価値6.76グラムの約3分の1である。当時の1両の交換価値がどれだけの金量で表現できるのかわからないが、この天保一分銀4枚（1両）の交換価値と金量2.63グラムの地金価値との差額は、天保一分銀が地金価値で評価され流通するものではなく、「信用部分」を持つ貨幣として授受されていたことを示す。それは、先に引用した史料「新金銀貨幣の件」の別紙に、「元来、金ハ原の貨にて、銀貨、是に代りて、只極印而已に力あり、假令に云ハ、紙或ハ革を以て造りたる極印の札に等し」（東京大学史料編纂所1953, 76頁）とあるように、今日我々が、素材では紙でしかない1万円札に素材以上の交換価値を認めていると同様である。ところが、列強は、天保一分銀が信用部分をもって使用され、その信用部分の存在の上で1両の小判と交換されていることを認めずに、同種同量条項に基づき洋銀1枚と天保一分銀3枚との交換を強要したのである。

この強要された交換条件のもとでは、例えば、洋銀4枚（銀量92.4グラム）を日本に持ち込めば、天保一分銀12枚（12分、銀量102.76グラム）つまり3両と交換でき、さらにそれらは金貨である天保小判3両に交換することができる。そして、その小判3枚の金量は、19.17グラム（6.39グラム×3）であるので、これを国外に持ち出せば、国外の金銀比価15対1に基づき287.55グラムの銀、つまり銀地金23.1グラムの洋銀約12枚が入手できる<sup>3)</sup>。結局、この

一連の取引より、列強の持ち込む洋銀4枚は、洋銀12枚に増殖する。開港期に、列強が日本の金貨を大量に国外に持ち出すという挙に出たのは、このような事情によるのである。つまり、通説が、日本国内の金銀比価が5対1であると表現した事態とは、実は金銀比価のことではなく、天保一分銀が大きな信用部分をもって日本国内で流通していることを逆手にとり、地金価値に近い交換価値しかもたない洋銀を持ち込んで、同種同量条項を武器にして、非常に有利な条件で金貨を持ち出したことを意味する。銀量92.4グラムの洋銀4枚による金量19.17グラムの天保小判3枚の収奪。これが通説の言う金銀比価5対1の実態である。

## ②金貨流出による弊害

既に、幕末期の日本の金銀比価は、5対1ではなく、13対1であることを確認した。それならば、国内での金銀比価が13対1のもと、先のような条件での小判流出は、どのような弊害があるのだろうか。

まず、金銀地金という資産価値からすれば、日本でも金1には銀13が対価となるべきであるにもかかわらず、銀5の対価しか与えられないのは、不当である。また、たとえ洋銀により入手された一分銀が最終的に金貨と交換されなくても、本来は銀地金の価値でしか評価できない洋銀に、一分銀3枚分の高い交換価値が付与されることになり、日本に不利である。

次に、貨幣供給の面から金貨流出を考えてみれば、当時、国内流通貨幣は、金代わり銀貨が流通しているし、銅銭や藩札も流通しているので、あるいは、金貨が流出しても、洋銀の流入によって銀地金が入手でき、その地金で高い信用部分をもつ一分銀を流通させれば、流出した金貨を補完でき、通貨面での弊害はないのかもしれない。そうした金代わり銀貨による補完は、「事実上の金貨本位制」にも合致しており、金貨流出にはさほどの弊害がないことになる。先の列強の一連の取引では、天保小判3枚に対して洋銀4枚、銀量92.4グラムが入手可能で、これをもとに銀量8.56グラムの天保一分銀は約11枚製造で

きる。流出した小判3両に対して、11分つまり2両3分の「金代わり銀貨」で貨幣流通量の補完が可能であるのなら、それほど実害はないのだろうか。列強は、洋銀を素材にして同品位の一分銀を铸造することを提言したが（日銀1973, 226頁）、そうすれば、流出した小判3両を補完すべき一分銀12枚の铸造も可能になる。列強の提言に従うかぎり、通貨量自体の減少は発生しないことになる。

国内の流通貨幣の素材価値の変化が一国経済に与える影響について分析することは難しい。しかし、それにもかかわらず、先述の状態で金貨が流出することは、独占的铸造権をもつ幕府にとっては弊害である。なぜならば、小判3両の金量19.17グラムに対して金銀比価13対1で代替的に調達可能な銀は249.21グラムであり、その銀によって銀量8.56グラムの天保一分銀は本来、約29枚の铸造が可能であるのに対し、先の列強との取引では天保一分銀11枚の铸造しかできないからである。铸造利益を確保して財政運営の助としなければならぬ幕府の立場からすれば、金貨流出の意味するところは、铸造利益の創出を可能にする天保一分銀の铸造拡大の機会の喪失である。それゆえに、金貨の流出は、少なくとも幕府にとっては阻止されなければならない。

このように、金貨流出は、資産上でも、幕府の铸造利益確保の上でも、弊害がある。あるいは、当時の幕府は、金貨の流出を、その貨幣の素材が貴金属であるがゆえに、本能的にそれを弊害ととらえたという面もあるかもしれない。しかし、いずれの理由であったにせよ、幕府は金流出への対策を講じた。次には、その経過を確認しておこう。

#### 4 金貨流出への対策

日本の金貨が流出していく中で、幕府は様々な対策をとった。開国後の幕府と列強との貨幣をめぐる攻防は、わずか1年の間にめまぐるしく展開する。

### ①安政二朱銀の発行

金貨流出への対応策として、幕府は安政6年（1859）6月に「安政二朱銀」を発行した。安政二朱銀は、貿易用の銀貨であり、1枚あたりの銀量は11.475グラムであるので、同種同量の取決めにより、銀量23.1グラムの洋銀は、二朱銀2枚つまり1分と交換されることになる。これにより、外国から持込まれる洋銀4枚によって二朱銀8枚（＝16朱＝4分）、つまり小判1両のみが得られることになる。幕府は、この安政二朱銀の発行により、金貨流出を阻止しようとしたのである。しかし、安政二朱銀の使用は、列強の許すところとはならず、すぐに铸造中止となった（日銀1973、223-226頁）。

### ②安政一分銀の発行

一方、ハリスの提案により、同年8月、安政一分銀の铸造がはじまった（日銀1973、226-227頁）。安政一分銀1枚は銀量7.527グラムであるので、列強の理屈では、銀量22.58グラムとなる新一分銀3枚を銀量23.1グラムの洋銀と交換することは、同種同量条項をより正確に遵守することになる。しかし、天保一分銀と比較して銀地金の含有量が少ない安政一分銀によって、より多くの一分銀の铸造が可能になるならば、金貨の流出は増加するばかりである。

### ③交換停止と改三分定洋銀

同年10月、幕府は、江戸城本丸炎上を理由として、洋銀と一分銀の交換を停止した（日銀1973、228頁）。この措置は金貨流出防止策の一つである。しかし、交換停止は、列強の抗議を受け、結局、洋銀に「三分通用」の極印を打ち、一分銀3枚として使用することを強要される。幕府の一分銀铸造停滞という理由での防衛に対して、列強は、洋銀に打刻させることによって、洋銀によるより高い交換価値の創出という既得権を確保したのである。

#### ④通用金貨の増歩通用と万延小判の発行（万延の幣制改革）

翌安政7年（1860）1月、幕府は、新小判の鑄造を予告した上で、通用金の増歩通用の措置をとり、例えば、天保小判1両は、その新小判3両1分2朱として換算されるようになった（日銀1973, 243頁）。この結果、洋銀4枚が同種同量条項により一分銀12枚（3両）に交換されたとしても、3両は新小判で3枚、つまり増歩後の天保小判約0.88枚（ $3 \div 3.375$ ）に相当することになり、その金量は、5.68グラム（ $6.39 \text{ グラム} \times 3 \div 3.375$ ）となる。この条件のもとでは、洋銀4枚（銀地金量92.4グラム）を日本に持込んだとしても、そこで入手できる金量は5.68グラムであるから、国外の金銀比価15対1により交換入手可能な銀地金は85.2グラムに過ぎず、約3.68枚分の洋銀の入手しかできないことになる。ここに、金貨流出阻止のための幣制改革は大きく前進したのである<sup>4)</sup>。

さらに、万延元年（1860）4月には、金量1.87グラムの万延小判が発行された。これにより、洋銀4枚が一分銀12枚（3両）に交換されても、金1両との交換により入手できる金地金は5.61グラム（ $1.87 \text{ グラム} \times 3$ ）となり、国外での金銀比価15対1で洋銀に交換しても84.15グラムの銀地金つまり洋銀約3.64枚を得るのみとなる。こうして、金貨流出の問題は解決したのである。

#### ⑤一分銀の価値下落と二分金の大量鑄造の関係

安政7年（1860）1月の増歩通用の措置によって、天保小判等の金を素材とする貨幣の額面が増加するので、通貨量は増加することになる。一方で、小型の万延小判や万延二分金も大量に発行されたから、万延元年（1860）以降、物価が上昇した。この物価上昇は、4枚をもって額面価値1両である一分銀の交換価値低下を意味するので、それと並行して一分銀と同種同量で交換される洋銀の交換価値も低下していくことになる。ここに、洋銀による不等価交換の問題も解決に向かうのである。

しかし、同種同量の条項が形式的にも存在するがぎり、幕府が一分銀に地金

価値以上の交換価値、つまり信用部分を付与して鑄造利益を創出することは困難になってしまう。その後の幕府の鑄造の中心が、金貨である万延二分判金に移行し（山本 1994, 9-10 頁）、その膨大な鑄造によって幕府が鑄造利益の創出を図ったのは、銀貨による鑄造利益の創出方式が、同種同量条項の存在のゆえに危険なものになったからであろう。アジアの国際通貨が銀を素材とする洋銀であったため、容易に通貨として国内に持ち込まれる銀を避けて、通貨としての大量持ち込みの可能性がより少ない、「金」に信用部分を付与していく方法が選択されたのである。江戸時代後半の「金代わり銀貨の流通」は、銀貨による鑄造利益確保の成功を意味していたけれど、日本をとりまく列強の力と洋銀の存在は、幕府をして金貨による鑄造利益確保方式へと向かわせることになったといえる。この意味で、江戸時代後半期に「金代わり銀貨による金貨本位制」が成立していたとしても、万延二分金以降の通貨体制は変質していたとしなければならない。江戸時代後期の金貨本位制とよばれるものは、列強と洋銀の存在によって、地金価値に劣る二分金での代替へと進まざるをえなかったのである。

## お わ り に

通説は、幕末の国内金銀比価を 5 対 1 としていたが、実際の国内金銀比価は 13 対 1 であった。一方、当時流通していた天保一分銀は、その地金価値に比べてより大きな交換価値をもって流通する貨幣であった。この状況のもと、条約中の同種同量条項に依拠して列強は洋銀をより高い交換価値の一分銀に転換し、さらに金貨を入手して莫大な利益を獲得した。

これに対して、幕府は、万延の幣制改革により問題を解決した。幕末における金貨の海外流出の原因、弊害、そして幕府の対応は、国内の金銀比価を 13 対 1 としてはじめて理解できるものである。それゆえに、通説的記述は、日本経済史への正確な理解のために、修正されなければならない。

## 注

1) 藩札引替えの届出のあった172藩の藩札のうち、銀札は3,090,605貫匁、金札は7,191,050両である(山本1994, 36頁)。単純に、1両=60匁で換算すれば、銀札は51,510,083両となり、その匁の観念による藩札の占める割合ははまだ高いとしなければならない。

2) ここで鑄造利益の源泉と述べたのは、少なくとも丁銀は、もともと地金価値と同等で流通したのではなく、「信用部分」をもって流通したと考えられるからである。

例えば、天保小判1両の金銀の地金価値は、金銀比価13対1で計算すれば金量6.76グラムであるのだが、法定上、天保小判1両=天保丁銀60匁であるから、天保丁銀60匁(225グラム、品位26%)に含まれる銀量は58.5グラムで、それは金銀比価13対1で計算すると、金量4.5グラムすぎない。つまり、地金換算の上では、天保丁銀は天保小判より少ない素材価値で同等の交換価値を持つのである。1両の小判の交換価値はその地金価値を下回ることはないので、これにより、少なくとも天保丁銀は、地金価値以上の価値で流通していたことが明らかになる。

この地金価値と交換価値の差が、本稿でいう「信用部分」である。小判については、信用部分の存在の証明は容易ではないが、幕府が鑄造を独占して、その極印によって小判としている以上、一定の信用部分は存在しており、常に鑄造利益は存在したと考えるべきである。

3) 明治期に鑄造された日本の円銀は、洋銀と同位同量であったにもかかわらず、洋銀に対して打歩をもって流通せざるを得なかったことから(山本1994, 91-92頁)、国際通貨である洋銀にも多少の信用部分は存在したといえる。しかし、実際には地金価値と交換価値にそれほど差はなかったであろう。

4) この改定には、安政6年(1859)12月に列強との事前協議があり、幕府は列強より天保一分銀13枚半=天保小判1枚=3両1分2朱として、天保小判の割増通用の同意を先に得ている(三上1989, 144頁)。

また、これとほぼ同時期に丁銀の改鑄がなされ、その品位が13%に下げられたのは(日銀1973, 230頁)、天保丁銀の流出防止のためと考えられる。つまり、銀量92.4グラムの洋銀4枚が同種同量条項により一分銀12枚に交換され、新3両に換えられ、さらに小判1両=丁銀60匁の比率で、品位26%の天保丁銀180匁に交換されてしまうと、175.5グラム(3.75グラム×180×0.26)の銀が入手可能になるので、今度は天保丁銀の流出が発生する。そこで、丁銀の品位を13%に下げ、安政丁銀180匁の銀量を87.75グラム(3.75グラム×180×0.13)とすることによって、洋銀持込による利益獲得を阻止しようとしたのであろう。

## 引用文献

岩橋勝 [2002] 「近世の貨幣・信用」桜井英治・中西聡編『流通経済史』山川出版社

- 石井進他 [2011] 『詳説日本史 (改訂版)』 山川出版社
- 東京大学史料編纂所編 [1953] 『大日本古文書』 (幕末外国関係文書 24) 東京大学出版会
- 日本銀行調査局編 [1974] 『図録日本の貨幣 3』 東洋経済新報社
- 日本銀行調査局編 [1973] 『図録日本の貨幣 4』 東洋経済新報社
- 三上隆三 [1989] 『円の誕生 (増補版)』 東洋経済新報社
- 山本有造 [1994] 『両から円へー幕末・明治前期貨幣問題研究』 ミネルヴァ書房